

平成 25 年第 10 回天塩町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	平成 26 年 1 月 28 日 (火)		
招 集 場 所	天塩町役場 3 階委員会室		
開 閉 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成 26 年 1 月 28 日 (火) 午前 10 時 30 分	
	議 長	会長 中 嶋 康 治	
	閉 会	平成 26 年 1 月 28 日 (火) 午後 13 時 00 分	
	議 長	会長 中 嶋 康 治	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 7 名 欠席 4 名 (凡例) ○ 出席 7 名 ● 欠席 4 名	議席番号	氏 名	出欠別
	1	満 保 豊	○
	2	黒 川 益 毅	●
	3	佐 藤 博 幸	●
	4	奥 山 稔	○
	5	鎌 田 英 樹	○
	6	川 端 英 嗣	○
	7	山 本 俊 榮	●
	8	杉 本 元	○
	9	吉 田 謙 司	●
	10	宍 戸 栄 一	○
	11	中 嶋 康 治	○
議事録署名委員	議席番号 10 番 宍 戸 栄 一 1 番 満 保 豊		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局 長 守 山 義 昭 総務係 長 菅 雅 彦 地域おこし協力隊 梶 原 崇		

議長 ただいまの出席委員は、7名であります。定員数に達しておりますので、ただ今から平成25年度第10回天塩町農業委員会総会を開催します。

これから本日の会議を開きます。はじめに議事録署名委員の氏名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により議長において

10番 宍戸 栄一 君
1番 満保 豊 君

を指名します。

次に会期決定の件を議題といたします。

本総会の会期は本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます従って、本総会の会期は本日一日と決定しました。

議長 次に議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」を議題とします。

次に整理番号15-1の案件については の案件がありますので農業委員会法第24条第1項の議事参与の制限に基づき関係委員の退出を求めます。

それでは、委員の利害に関する案件について事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議題第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」その内容をご説明申し上げます。

まず、利用権設定の案件から総括表に基づき説明申し上げます。2ページをご覧ください。整理番号15-1ですが から に貸し付けるものです。この案件は新規となっております。

議長 ただいま事務局より説明のありました案件の質疑を始めたいと思います。

全員 なし

議長 質問なしと認めます。お諮りします。本件は原案通りの決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし

議長 異議なしと認めます。退席された委員はお戻りください。

次に整理番号16-1の所有権移転の案件について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 次に所有権移転ですが所有権移転総括表をご覧ください。5ページをご覧ください。

整理番号16-1ですが から に所有権移転するものです。この案件は新規となっております。なお条件面についてはご覧の総括表のとおりとなっております。以上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を始めたいと思います。

奥山 これ さんの土地全部なんですか。24筆全部。

議長 これはスキー場ありますよね。あの近くに離れ土地で持っている。

奥山 離れてるんですね。

議長 はい。

奥山 全部ではないんですよね。

議長 事務局どうなんでしょう。

事務局 まだ残っている農地はあります。

議長 事務局調べてみてください。暫時休憩にします。

事務局 さんの土地面積は344412㎡あるうちの338357㎡
ほぼ全部ということになります。

議長 ほぼすべてということですね。他に質疑ありませんか。

全員 異議なし。

議長 続いて議案第2号「天塩町農業委員会選挙人名簿登録申請について」を議題とします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第2号「天塩町農業委員会選挙人名簿について」その内容をご説明申し上げます。

選挙人名簿の調製については、農業委員会法第10条第1項に規定されておりますが、毎年1月1日現在の状況を町の選挙管理委員会が農業委員会法第8条第1項に規定する者からの申請に基づき行われなければならないこととされております。

この選挙人名簿調製に係る農業委員会の役割は、有権者から提出された申請書を審査し、1月31日、当該日が休日の場合はその前日までに選挙管理委員会に送付しなければならないこととなっております。

また、有権者が申請書を提出しなかった場合は、農業委員会がこれにかわるべき書類を作成し、先に述べた期限までに提出することとなっております。

なお、有権者の資格ですが、農業委員会法第8条第1項各号の規定がありますが、別添資料のとおりとなっております。

今回の審査に当たりましては、3班体制で行いたくよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

それでは1班担当で中嶋会長、川端委員。奥山委員2班担当で宍戸委員

満保委員。3班担当を杉本委員、鎌田委員。作業場所は別室の大会議室で行います。

議長 それでは審査が終わるまで暫時休憩をいたします。それでは委員は移動をお願いします。

議長 それでは再開します。第1班から報告をお願いします。

川端 それでは1班から報告します。まず第1投票区からです。

川口基線の さんは否です。

同じく川口基線の さん夫妻こちらも家庭菜園をやっているだけなので同じく否です。

川口基線の さん3人いらっしゃるんですがやっていないので否です。

次は北更岸の さんは夫婦なんですが否です。

更岸基線の さんこの方も否同じく更岸基線の さんあと中産士の さんも否。

西産士の さんご夫婦は未提出なので否。南川口の さんも否です。

次に第2投票区です。更岸中央で さんご夫婦は否。同じく の さんも否。 さんも否です。以上です。

議長 それでは第2班から報告をお願いします。

宍戸 それでは2班から報告します。まず西雄信内の さんは否とさせていただきます。それから さんも否。次の さんは未提出で否です。

下国根府の さん、 さん名簿未提出ですがここは離農したので否とさせていただきます。円山の さんも否です。新成の さんと さんですが牛は飼っているのですが、住所が天塩にあるか事務局の方で確認してもらってあれば適とさせていただきます。以上です。

議長 それでは3班の方をお願いします。

鎌田 北川口の さん、 さんですが去年の名簿見たら載ってませんでしたので否です。作返の さんは農業に従事していないということなので否です。次に さんも同じで否です。そして さん、 さんも否です。そして北産士の さんも従事していないので否です。以上です。

議長 では質疑を開始します。何かございませんか。

全員 なし

議長 質問なしと認めます。お諮りします。本件は原案通りの決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし

議長 異議なしと認めます。よって本件は原案の通り決定されました。

以上で本総会に付された案件は全て終了しました。
お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思います。

平成26年 1月28日

署名委員

(10番) 宍戸 栄一

(1番) 満保 豊

